

証券コード 8139  
(発信日) 令和 8 年 6 月 10 日  
(電子提供措置開始日) 令和 8 年 6 月 4 日

株 主 各 位

東京都台東区上野一丁目15番3号

**株式会社 ナガホリ**

代表取締役社長 長 堀 慶 太

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.nagahori.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

### 【第65期定時株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8139/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナガホリ」又は「コード」に当社証券コード「8139」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧

書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、書面により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和8年6月24日（水曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和8年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号  
東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第65期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続・更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に拘らず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします（但し、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。）。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の概要及び株式会社の支配に関する基本方針

② 連結計算書類の連結注記表

③ 計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任することができます。但し、代理権を証明する書面（委任状）とともに、以下の①から③のいずれかの書類のご提出が必要となります。

① 委任された株主様の議決権行使書の用紙

- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限ります。）
- ③ 委任された株主様（個人株主に限ります。）の、旅券（パスポート）、運転免許証、又は各種健康保険証の写しその他の本人確認資料（全国株懇連合会理事会が2020年10月16日付けの決定により改正した株主本人確認指針3条に「株主本人確認資料」として記載されているものに限ります。）

## 本定時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

万が一、株主様が、①QUOカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、②委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する方法、その他の不公正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本定時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございますのでご注意ください。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下のご連絡先までご連絡ください。

《ご連絡先》 〒110-8546

東京都台東区上野 1 丁目15番3号

株式会社ナガホリ 総務部

TEL :03-3832-8266

FAX :03-3832-8270

Email:naga\_ir@nagahori.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》<https://www.nagahori.co.jp/>

# 事業報告

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策の影響を受けつつも、個人消費は堅調に推移し、企業の設備投資も順調に推移したことで、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中東情勢の悪化による世界経済の下押しリスクが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、個人消費の堅調さに加え、地金相場の大幅な高騰などによる好調な動きがみられました。一方、物価高、終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻、中東情勢など地政学的リスクのジュエリー商品への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。また、M&Aにより札幌百貨店の店舗を展開する株式会社翔を子会社化、金地金製品の引合い増加に対応した商品供給、財務の安定のため当座貸越等による資金調達、海外及び自社ブランドの広告等により販売強化を図りました。一方で、金価格高騰により、地金製品販売がグループ各社で増加し、グループ内製造の増大にもつながりました。さらに、海外販売網の拡大や小売店舗販売などグループ各社において積極的に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は293億80百万円（前期比28.3%増加）、営業利益は17億22百万円（同138.3%増加）、経常利益は15億91百万円（同144.7%増加）となりましたが、リ・ジェネレーション株式会社その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況に関連する株主対応等に係るアドバイザー費用56百万円等を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は11億円（同170.9%増加）となりました。

セグメント別に見ますと、宝飾事業におきましては売上高292億27百万円（前年同期比28.4%増加）、セグメント利益16億47百万円（同150.4%増加）となりました。貸ビル事業の売上高（外部顧客）は1億7百万円（同43.2%増加）、セグメント利益53百万円（同1.7%減少）となりました。太陽光発電事業の売上高は45百万円（同4.3%減少）、セグメント利益21百万円（同106.2%増加）となりました。

## セグメント別売上実績（外部顧客）

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 自令和6年4月1日 至令和7年3月31日		当連結会計年度 自令和7年4月1日 至令和8年3月31日		増 減	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	比率
		%		%		%
宝飾事業	22,768	99.5	29,227	99.5	6,458	28.4
貸ビル事業	74	0.3	107	0.4	32	43.2
太陽光発電事業	47	0.2	45	0.2	△2	△4.3
売上高合計	22,891	100.0	29,380	100.0	6,488	28.3

### (2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

### (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	第63期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第64期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	第65期 (当連結会計年度) (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
売 上 高	百万円 17,673	百万円 21,820	百万円 22,891	百万円 29,380
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円 60	百万円 519	百万円 406	百万円 1,100
1株当たり当期純利益	円 3.96	円 33.91	円 26.50	円 71.78
総 資 産	百万円 24,174	百万円 25,474	百万円 26,243	百万円 31,097
純 資 産	百万円 12,128	百万円 12,724	百万円 12,999	百万円 14,123
1株当たり 純 資 産	円 790.87	円 829.78	円 847.71	円 920.98

(5) 重要な子会社の状況（令和8年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソマ株式会社	百万円 100	% 100.0	貴金属製造加工御
ナガホリリテール株式会社	100	100.0	宝飾品小売
エスジェイジュエリー株式会社	259	100.0	宝飾品製造、卸売、輸出入
株式会社 社 仲庭時計店	30	100.0	時計・宝飾品卸売、小売
株式会社 翔	10	100.0	宝飾品卸売
長堀（香港）有限公司	百万HK\$ 5	100.0	宝飾品卸売

(注) 当社の議決権比率は、上記の当社の出資比率と同じであります。  
なお、当連結会計年度中に、事業ポートフォリオの強化を目的として株式会社翔の株式を取得し、同社を連結子会社（重要な子会社）としております。

(6) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、中東情勢の悪化による世界経済の下押しリスクが懸念されるなど、景気の先行きの不透明な状況が続いており、予断を許さない経営環境が続くものと思われます。

この様な状況を踏まえ、中期経営計画『Beyond Growth』～成長のその先へへの営業戦略・商品戦略に基づき、百貨店等の富裕層向け商品の充実を図るとともに、ナガホリグループ販売商品の内製化により収益力の強化を図ってまいります。また、卸売・小売を展開するナガホリグループ各社において、自社商品のブランド力、直営店による販売、卸売やOEM（Original Equipment Manufacturing）販売の強化とともに、販管費等の効率化による収益力向上に取り組んでまいります。

また、中期経営計画において掲げております『ラグジュアリー基幹3ブランドへの注力と育成』につきましては、令和5年4月にグランドオープンいたしました当社の旗艦店「メゾン ド ナディア」と同年5月に帝国ホテル東京本館1階にオープンしたイタリア・ミラノのオートクチュールジュエリーブランド「スカヴィア」の日本における旗艦店「スカヴィア本店」、令和6年9月に当社が日本における総代理店契約を締結し、令和7年3月には日本における第一号店を高島屋大阪店にオープンした「デヴィッド・モリス」のブランド認知度向上、販売強化を推し進めてまいります。

また、社内においては令和7年8月より新基幹システムの本格稼働を開始しており、既存業務フロー見直しと改善、新体制の構築を図ることで、業務の平準化、標準化を進め、生産性の向上を図ります。

グループ戦略については、中期経営計画に掲げた『グループビジョン』の基に、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標及び生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行してまいります。具体的には、製造から販売までの機能を持つナガホリグループ各社の強みを生かし、販売商品の内製

化や事業提携先との取引深耕をさらに進めることで、魅力ある商品をより効率的に提供できるよう、体制強化を図ってまいります。また、グループ内で企業活動に適応した人員政策を戦略的に展開します。併せて安定的な収益を目指した貸ビル事業の強化を図り、グループの持続的成長を可能とする事業基盤の強化を進めてまいります。

これら各種施策・計画を継続的に実施することで、企業価値の向上及び持続的な成長、株主利益の確保・向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成されており、貴金属・宝飾品等の卸・製造加工及び国内・国外販売、貸ビル事業並びに太陽光発電事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和8年3月31日現在）

本社 東京都台東区上野一丁目15番3号

名 称	所 在 地
大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
ア ト リ エ ド モ バ ラ	千 葉 県 茂 原 市
ソ マ 株 式 会 社	福 島 県 相 馬 市
ナガホリリテール株式会社	東 京 都 台 東 区
長 堀（香港）有限公司	中 国 香 港 特 別 行 政 区
エスジェイジュエリー株式会社	東 京 都 台 東 区
株 式 会 社 仲 庭 時 計 店	大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 翔	札 幌 市 北 区

(9) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数（名）	前連結会計年度末比（名）
宝 飾 事 業	484 (92)	10 (7)
貸 ビ ル 事 業	－ (－)	－ (－)
太 陽 光 発 電 事 業	－ (－)	－ (－)
合 計	484 (92)	10 (7)

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数（名）	前事業年度末比（名）	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
300 (67)	△1 (3)	47歳4か月	14年1か月

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（令和8年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,949百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,400百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,400百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	900百万円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	790百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	500百万円
朝 日 信 用 金 庫	500百万円

## 2. 株式の状況（令和8年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,773,376株（自己株式1,438,333株を含む）
- ③ 株主数 1,544名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
リ・ジェネレーション株式会社	1,772千株	11.56%
有限会社エムエフ長堀	1,180	7.69
布 山 高 士	972	6.34
長 堀 慶 太	825	5.38
長堀クリエイト株式会社	800	5.22
株式会社りそな銀行	766	5.00
野村株式会社	680	4.43
August Yield Limited	680	4.43
長堀不二代	646	4.22
東海東京証券株式会社	524	3.42

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,438,333株を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,438,333株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（令和8年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 堀 慶 太	ソマ株式会社代表取締役社長 長堀（香港）有限公司取締役 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長
常務取締役	吾 郷 雅 文	管理本部長 エスジェイジュエリー株式会社取締役 長堀（香港）有限公司取締役
取締役	白 川 文 彦	株式会社仲庭時計店代表取締役社長
取締役	中 尾 直	商品本部長 ソマ株式会社取締役
取締役	浦 島 一 彰	営業本部長
取締役	洲 桃 麻 由 子	すもも法律事務所代表弁護士 地主アセットマネジメント株式会社コン プライアンス委員会外部委員 東京都下水道サービス株式会社社外監査役 株式会社リセ社外監査役
取締役	米 村 敏 朗	公益財団法人木下記念事業団 理事 公益財団法人本庄国際奨学財団 理事 株式会社関西電業社 社外取締役 一般社団法人全国警友会連合会 会長
常勤監査役	中 林 英 樹	ソマ株式会社監査役 株式会社仲庭時計店監査役 ナガホリリテール株式会社監査役 エスジェイジュエリー株式会社監査役株 式会社翔監査役
監査役	佐 藤 亮 輔	佐藤亮輔税理士事務所 所長
監査役	岩 上 和 道	公益財団法人日本サッカー協会顧問 一般社団法人日本女子サッカーリーグ顧問

- (注) 1. 取締役洲桃麻由子氏、米村敏朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中林英樹氏、佐藤亮輔氏及び岩上和道氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役中林英樹氏は、長年に亘る金融機関での豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐藤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役洲桃麻由子氏、取締役米村敏朗氏、監査役中林英樹氏、監査役佐藤亮輔氏及び監査役岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### 取締役の報酬等に関する基本方針の内容の概要

#### i. 取締役の報酬等の基本方針

当社は、令和7年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。当社の取締役の報酬は固定報酬・賞与からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定することとしております。

#### ii. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の定時株主総会において、取締役報酬が年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が20百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点での取締役の員数は13名、監査役の員数は2名であります。

#### iii. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長長堀慶太が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、取締役の個人別の報酬の金額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が、代表取締役社長への委任手続を経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	103百万円 (12百万円)	103百万円 (12百万円)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)	10百万円 (10百万円)	— (—)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	13名 (7名)	114百万円 (22百万円)	114百万円 (22百万円)	— (—)	— (—)

(注) 1. 上記には、令和7年6月26日に退任した取締役3名(うち社外取締役2名)を含んでおります。  
2. 上記のほか、費用処理した役員賞与引当金繰入額13百万円及び役員退職慰労引当金繰入額9百万円があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役洲桃麻由子氏は、企業法務を専門とする国際弁護士として長年に亘って培われた専門的知識や他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を歴任された経験を有しており、これらの知見と経験を、女性の視点や国際的な視点も含めて、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進など当社グループの成長に不可欠な分野に活かしていただくことを期待しております。当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、主に企業法務を専門とする国際弁護士としての経験、及び他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を務める高度な知見と経験から内部統制、コンプライアンスについて客観的、専門的な視点で発言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役米村敏朗氏は、警視總監、内閣危機管理監等の要職を歴任し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会チーフ・セキュリティ・オフィサーに就任するなど、組織マネジメント及びリスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見と経験を有しており、これらの高度な知見と経験を活かして、当社のリスクマネジメントとコーポレート・ガバナンスの強化、取締役会実効性の一層の向上など当社グループの成長に不可欠な分野に活かしていただくことを期待しております。令和7年6月26日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回出席し、主に組織マネジメント及びリスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見と経験及び他の事業会社の社外役員を務める高度な知見と経験からリスクマネジメントとコーポレートガバナンスについて客観的、専門的な視点で発言を行う

など意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております  
監査役中林英樹氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、長年に亘る金融機関での豊富な知見と経験等から、当社経営の健全性・適格性に対する発言を行っております。

監査役佐藤亮輔氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、主に税理士としての高い見識と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役岩上和道氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回出席し、スポーツ団体役員等その豊富な経験と大所高所の見地から客観的な立場で発言を行っております。

なお、当社と各社外役員の兼職先の間では、特別な関係はありません。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### ⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(ご参考) 取締役、監査役の専門性並びに経験 (スキルマトリックス)

		特に期待する分野・スキル						
		経営	営業	商品 開発・ 製造	ブラン ドマー ケティ ング	財務 会計	コンプライ アンス	M&A
代表 取締役 社長	長堀慶太	○	○	○	○		○	
常務 取締役	吾郷雅文	○				○	○	○
取締役	白川文彦	○		○	○			
取締役	中尾直		○	○	○			
取締役	浦島一彰		○	○	○			
社外 取締役	洲桃麻由子					○	○	○
社外 取締役	米村敏朗	○					○	○
社外 常勤 監査役	中林英樹					○	○	
社外 監査役	佐藤亮輔					○	○	
社外 監査役	岩上和道	○			○		○	

#### 4. 会計監査人の状況

① 名称

監査法人日本橋事務所

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況及び当事業年度の報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合、その他必要があると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,603,713</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,497,779</b>
現金及び預金	3,086,322	支払手形及び買掛金	829,028
受取手形及び売掛金	3,679,622	短期借入金	13,310,000
商品及び製品	11,998,298	1年内返済予定の長期借入金	35,496
仕掛品	674,405	未払法人税等	434,076
原材料及び貯蔵品	2,588,675	賞与引当金	125,662
その他	586,785	役員賞与引当金	23,150
貸倒引当金	△10,395	その他の他	740,365
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,493,310</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,475,997</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,623,246</b>	長期借入金	94,210
建物及び構築物	1,370,193	退職給付に係る負債	572,730
機械装置及び運搬具	134,839	役員退職慰勞引当金	215,811
土地	3,854,345	繰延税金負債	204,039
その他	263,867	再評価に係る繰延税金負債	46,855
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>228,092</b>	その他の他	342,350
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,641,971</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,973,777</b>
投資有価証券	1,755,981	純 資 産 の 部	
長期貸付金	18,641	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,370,672</b>
繰延税金資産	159,913	資本金	5,323,965
その他	897,939	資本剰余金	6,275,173
貸倒引当金	△190,505	利益剰余金	3,253,486
<b>資 産 合 計</b>	<b>31,097,023</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△481,953</b>
		その他の包括利益累計額	△247,425
		その他有価証券評価差額金	443,293
		土地再評価差額金	△721,065
		為替換算調整勘定	30,346
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,123,246</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>31,097,023</b>

# 連結損益計算書

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,380,132
売上原価	22,176,790
売上総利益	7,203,342
販売費及び一般管理費	5,480,674
営業利益	1,722,667
営業外収益	72,233
受取利息	1,583
受取配当金	25,285
投資事業組合運用益	12,639
為替差益	2,997
保険返戻金	10,468
その他の	19,258
営業外費用	203,006
支払利息	173,417
支払保証料	26,334
その他	3,254
経常利益	1,591,894
特別利益	47,640
投資有価証券売却益	4,275
固定資産処分益	43,365
特別損失	105,867
固定資産処分損失	480
減損損失	49,306
アドバイザリ－費用	56,080
税金等調整前当期純利益	1,533,668
法人税、住民税及び事業税	463,941
法人税等調整額	△31,006
当期純利益	1,100,734
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100,734

## 連結株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,323,965	6,275,173	2,298,669	△481,909	13,415,899
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△153,350		△153,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,100,734		1,100,734
自 己 株 式 の 取 得				△44	△44
土地再評価差額金の取崩			7,433		7,433
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	954,817	△44	954,772
当 期 末 残 高	5,323,965	6,275,173	3,253,486	△481,953	14,370,672

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	266,376	△713,632	31,054	△416,201	12,999,698
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△153,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,100,734
自 己 株 式 の 取 得					△44
土地再評価差額金の取崩					7,433
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )	176,917	△7,433	△707	168,775	168,775
当 期 変 動 額 合 計	176,917	△7,433	△707	168,775	1,123,548
当 期 末 残 高	443,293	△721,065	30,346	△247,425	14,123,246

# 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,031,292</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,108,603</b>
現金及び預金	1,602,481	電子記録債務	318,821
受取手形	83,730	買掛金	271,199
電子記録債権	884,244	短期借入金	7,770,000
売掛金	1,578,722	未払金	343,190
商品及び製品	9,226,795	未払法人税等	143,478
仕掛品	49,627	賞与引当金	67,089
原材料及び貯蔵品	467,556	その他	194,824
前払費用	68,388	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,265,234</b>
その他	75,961	退職給付引当金	428,622
貸倒引当金	△6,218	役員退職慰労引当金	102,252
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,614,639</b>	繰延税金負債	202,078
<b>有形固定資産</b>	<b>5,286,320</b>	再評価に係る繰延税金負債	46,855
建物	1,342,058	長期預り保証金	46,288
土地	3,739,172	関係会社事業損失引当金	273,000
その他	205,089	その他	166,136
<b>無形固定資産</b>	<b>217,112</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,373,838</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,111,206</b>	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,746,897	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,554,125</b>
関係会社株式	817,700	資本金	5,323,965
長期貸付金	379,641	資本剰余金	6,275,173
保険積立金	389,734	資本準備金	4,273,913
その他	156,874	その他資本剰余金	2,001,260
貸倒引当金	△379,641	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,436,940</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,645,931</b>	利益準備金	358,287
		その他利益剰余金	1,078,653
		繰越利益剰余金	1,078,653
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△481,953</b>
		評価・換算差額等	△282,032
		その他有価証券評価差額金	439,033
		土地再評価差額金	△721,065
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,272,093</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>22,645,931</b>

# 損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,111,142
売上原価	8,443,691
売上総利益	4,667,450
販売費及び一般管理費	4,008,414
営業利益	659,036
営業外収益	350,729
受取利息	3,490
受取配当金	261,607
投資事業組合運用益	12,639
為替差益	6,533
保険返戻金	10,468
受取保証料	40,000
その他	15,989
営業外費用	108,185
支払利息	105,717
その他	2,468
経常利益	901,580
特別利益	47,640
投資有価証券売却益	4,275
固定資産処分益	43,365
特別損失	200,116
減損損失	28,656
アドバイザリ－費用	56,080
関係会社事業損失引当金繰入額	115,380
税引前当期純利益	749,104
法人税、住民税及び事業税	114,521
法人税等調整額	△3,421
当期純利益	638,004

# 株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	586,565	△481,909	12,062,082
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△153,350		△153,350
当期純利益					638,004		638,004
土地再評価差額金の取崩額					7,433		7,433
自己株式の取得						△44	△44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	—	492,087	△44	492,043
当 期 末 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	1,078,653	△481,953	12,554,125

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	263,332	△713,632	△450,299	11,611,783
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△153,350
当期純利益				638,004
土地再評価差額金の取崩額				7,433
自己株式の取得				△44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	175,700	△7,433	168,267	168,267
当期変動額合計	175,700	△7,433	168,267	660,310
当 期 末 残 高	439,033	△721,065	△282,032	12,272,093

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月27日

株式会社ナガホリ  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 森 岡 健 二  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 竹 節 裕 二  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報

に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月27日

株式会社ナガホリ  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 森 岡 健 二  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 竹 節 裕 二  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月28日

株式会社ナガホリ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	中	林	英	樹	Ⓢ
社外監査役	佐	藤	亮	輔	Ⓢ
社外監査役	岩	上	和	道	Ⓢ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としつつ、配当性向40%を目安としております。当期は、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に基づき、期末配当として1株当たり20円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、配当総額は306,700,860円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年6月26日

## 第2号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続・更新の件

当社取締役会は、2022年4月22日開催の当社取締役会において、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノプライズ。以下「リ・ジェネレーション」といいます。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下に記載する当社株式の大規模買付行為等（下記2(2)で定義されます。以下同じです。）への対応策を、緊急対応として導入することを決議し、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、直近では2025年6月26日開催の当社第64期定時株主総会（以下「当社前期定時株主総会」といいます。）において、それぞれ、その一部を変更のうえ継続することに関して、株主の皆様のご承認をいただいております（更新後の対応方針を、以下「現行対応方針」といいます。）。

現行対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されたものであって、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において現行対応方針を維持することは予定されておらず、その有効期間は、本定時株主総会の終結時までとされていましたが、同時に、現行対応方針においては、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされておりました<sup>1</sup>。

そして、当社は、当社前期定時株主総会の終結後の情勢の変化等を勘案しつつ、2026年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、①リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株（所有割合 11.56%）に上る当社株式を保有していることに変化がなく、②リ・ジェネレーションによる当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主に加えて、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者が、偶然に生じることが常識的に考えてあり得ない程に多数当社株主として登場するに至っていたところ、当該関係者等は、依然として当社株式を保有しているも

<sup>1</sup> 2025年5月30日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続・更新について」24頁ご参照。

<sup>2</sup> 「所有割合」とは、(i)当社が2025年11月14日に提出した第65期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（16,773,376株）から、(ii)同報告書に記載された2025年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（1,438,300株）及び単元未満株式（4,176株）を控除した株式数（15,330,900株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

のが多く存在しており、当社独立委員会が2022年8月13日付けで制定し、同年9月5日付けで改訂した共同協調行為等認定基準（別紙1）に照らして、リ・ジェネレーションとの間で「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立される可能性のある者（以下「本件潜在的協調行動者」といいます。）と合計すれば、株券等保有割合<sup>3</sup>の合計が依然として20%以上となり得る状況が継続しています。

一方で、リ・ジェネレーションは、③これまでに、2022年11月21日付け「臨時株主総会招集請求書」にて、当社の取締役の解任及びリ・ジェネレーションの代表者である尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）をはじめとする取締役4名選任の件をその目的とする臨時株主総会の招集を請求し、その後2023年6月29日に開催した当社第62期定時株主総会においても、同じ候補者及び全く同様の理由を以て、取締役4名選任の件を株主総会の目的事項とする2023年3月31日付け株主提案を行ったほか、

（その後取下げを行ったものの）2024年6月10日付「訴状」により当社の会計帳簿等及び当社の株式取扱規程の閲覧謄写を請求する訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起をするなどしたほか<sup>4</sup>、昨年の定時株主総会についても、リ・ジェネレーションは、当社に対して、2025年4月25日付け内容証明郵便により、本定時株主総会において当社が提案する役員選任議案に対して委任状勧誘を行う可能性を示唆して、株主名簿閲覧謄写を求めるなどしました。そして、本定時株主総会に関しても、リ・ジェネレーションは、議決権や動議の行使の参考とすることを目的の一つとして、株主名簿の閲覧謄写を行っています。さらに、当社は、リ・ジェネレーション、並びに、同社による当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主、及び、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者の株式の保有状況について、定期的に検証を行っていますが、④当社前期定時株主総会後も、これらの株主の中には、相互に意を通じて売買をしていることが窺われるような増減を繰り返す者が複数おり、このような動きを通じて当社株価を高止まりさせ、他の株主の市場売却を誘って、自派の株式保有を増やそうとしているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない状況です。

そのため、これらの事情を踏まえると、リ・ジェネレーションは、従前より、当社経営支配権を取得することを企図していると合理的に判断されていたところ、依然として、かかる意図を放棄していないものと合理的に判断されます。なお、この点に関しては、今般の金融商品取引法改正により公開買付規制の適用閾値となる株券等所有

<sup>3</sup> 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下同じです。

<sup>4</sup> 本件訴訟は2024年6月10日付け「訴状」によって提起されたところ、2025年3月28日に、リ・ジェネレーションから何らの事前の協議や連絡もなく突如として提出された取下書を受領し、当社としては、これ以上の応訴の負担を負う必要もないと考えたことから、取下書に同意し、終了しております（2024年6月19日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社による会計帳簿等閲覧謄写請求及び株式取扱規程閲覧謄写請求訴訟の提起に関するお知らせ」、2025年3月28日付け当社プレスリリース「（開示事項の経過）リ・ジェネレーション株式会社による会計帳簿等閲覧謄写請求及び株式取扱規程閲覧謄写請求訴訟に関する取下書の受領に関するお知らせ」、2025年3月31日付け当社プレスリリース「（開示事項の経過）リ・ジェネレーション株式会社による会計帳簿等閲覧謄写請求及び株式取扱規程閲覧謄写請求訴訟の訴えの取下げによる終了に関するお知らせ」ご参照）。

割合が3分の1から30%に引き下げられたことも踏まえれば（金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）による改正後の金融商品取引法第27条の2第1項2号）、株券等保有割合にして20%以上を超える株式保有を継続すること自体が、当社経営支配権の取得に向けた意図を放棄しないことを推認させるものということができるものと考えられます。

さらに、⑤2023年6月15日付け「リ・ジェネレーション」株式会社から第62期定時株主総会招集通知補足資料についての『嚴重抗議書』の受領に関するお知らせ）にても既に開示しているとおり、尾端氏は、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から3か月間の取引等停止命令の行政処分を受けた株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）の法務部長の名刺を持って富山県消費生活センターに赴いたことがある等、尾端氏及びその関係者とARKとの間には繋がりがあるところ、当該ARKから多数の従業員が移籍してマルチビジネスを行っていたSEED株式会社とその代表取締役は特定商取引法違反行為を理由として、2025年3月4日付けで中部経済産業局から18か月間の業務停止処分等を受けたほか、⑥リ・ジェネレーションは当社株式の取得のための資金を合同会社STAND UP GROUP（以下「STAND UP」といいます。）からの借入れによって賄っていると開示していますが、STAND UPの設立時の2名の社員のうちの1名として50%を出資し、設立時からの同社の代表社員である税理士は、その顧問先の法律事務所にも所属する弁護士等から共済の掛金の名目で多額の金銭を騙し取ったとして逮捕・起訴され、公判廷でも起訴事実を認めていたところ、2025年4月15日、東京地方裁判所において懲役6年の実刑判決を受けております。これに加えて、⑦（ア）リ・ジェネレーション並びに尾端氏が以前に代表取締役を務めていたプラスワンホールディングス株式会社及び同社の100%子会社であった株式会社オアノエンターテインメントの顧問弁護士を務め、（イ）尾端氏が違法なマルチビジネスを行っていて静岡県東部県民生活センターから特定商取引法に基づき行政指導を受けた企業の専務取締役であったことから、中心メンバーの一人として訴訟を提起された際にも、尾端氏らの代理人弁護士を務めるなど、尾端氏との関係が深い人物であったことが明らかな弁護士は、2026年2月5日、退職代行サービス「モームリ」の利用者に関する法律事務のあっせんを受けたとして、東京地方検察庁に書類送検されたとの報道もなされているところです。このように、リ・ジェネレーションないしその代表者である尾端氏がかかわる人物・法人には、刑事手続の対象となり、あるいは、行政処分や刑事罰が科されている者が複数存在すること、更には、⑧上記実刑判決を受けた税理士は、その判決においても、借金の返済等に窮し、犯行を繰り返したと認定されており、そもそも、STAND UPを設立したり、当社株式の取得のための資金をリ・ジェネレーションに対して融通できたのか、すなわち、リ・ジェネレーションの当社株式の取得経緯ないし資金提供者についても、強い疑問を抱かざるを得ない状況であることから、当社としては、引き続き、リ・ジェネレーションによって当社経営支配権を取得されることが当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものと判断しております。

このため、当社は、独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されるため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは是非について諮問致しました。

これに対して、独立委員会は、当社に対して、2026年5月28日、当社前期定時株主総会の終結後の上記①乃至⑧の事情を踏まえれば、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想

定され、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは妥当である旨勧告しております。

以上を踏まえて、当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針を一部改訂した上でその有効期間を延長することを決議致しました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。なお、かかる改訂は、現行対応方針の内容を実質的に変更するものではありません。

加えて、当社は、現行対応方針の有効期間を延長するにあたっては、その有効期間を明確に定めておくことが望ましいと考えられることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2027年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることの是非について独立委員会に諮問し、独立委員会は、当社に対して、2026年5月28日、当社前期定時株主総会の終結後の上記①乃至⑧の事情を踏まえれば、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2027年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることは妥当である旨勧告しております。

当該勧告を踏まえて、当社は、本取締役会において、本対応方針の有効期間を2027年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を求めることを決議いたしました。

従いまして、以上の経緯を踏まえて、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針を一部改訂した上でその有効期間を延長すること、及び、本対応方針の有効期間を2027年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

なお、既に開示しているとおり<sup>5</sup>、**現行対応方針は、既に開始されている本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されたものであり、本対応方針も現行対応方針の内容に従って、その継続・更新を行うものであって、平時に導入されるいわゆる買収防衛策ないし買収への対応方針とは異なるものです。**

本取締役会においては、上記の現行対応方針の継続・更新が、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されており、当社監査役全員である独立社外監査役3名も、（継続・更新後の本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として）同意しております。

---

<sup>5</sup> 2025年5月30日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社社による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続・更新について」ご参照。

## 1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、会社の支配に関する基本方針に沿って継続・更新された現行対応方針を継続・更新するものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化する観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者（下記2(2)で定義されます。以下同じです。）からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定致しております。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、上記のとおり、現行対応方針の継続・更新は、リ・ジェネレーションが依然として所有割合にして11.56%に相当する当社株式を保有していることや、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協調行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っている場合においては、これらの者は、現時点で判明して

いるだけで、依然として単純合算で、株券等所有割合にして20%を優に超える当社株式を共同して保有していることなどを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、決定されたものです。そして、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を全て遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。

従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記**5**をご参照下さい。）。

## 2 本対応方針の内容

### (1) 概要

#### ①本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき、株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記**(3)**に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

#### ②独立委員会の設置

当社は、現行対応方針において、独立社外取締役1名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会を設置しているところですが、継続・更新後の本対応方針においても、当該独立委員会を継続します。当該独立委員会は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。なお、独立委員会規程の概要は**別紙2**、今回の継続・更新後の本対応方針における独立委員の経歴等は**別紙3**に、それぞれ記載のとおりです。本対応方針の継続・更新後における独立委員の任免・交代等につきましては、その時点における現任の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

### ③対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（下記**3(1)⑤(a)**で定義されます。以下同じです。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記**3**をご参照下さい。）。

### ④当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の所有割合は、一定程度希釈化されることとなります。

## (2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注1） 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計

士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙1)。但し、独立委員会は法令の改正又

は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。以下同じ)に基づいて行うものとします。

- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、共同協同行為等認定基準(別紙1)に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して随時必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

なお、現時点で判明している限り、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで議決権割合11.56%に相当する当社株式を市場において買い上がっているところ、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協同行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っていると思われる場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で合計20%を優に超える議決権割合に相当する当社株式を、共同して保有していることとなります。

これらの者の相互の関係性については、今後さらに確認を行う予定ですが、これらの者の全部又は一部について、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、特定株主グループとして、既に議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

### (3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経ることができるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとしします。

#### ①大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じてその内容について公表致します。

#### ②情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**別紙4**に記載の情報（但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。

す。)の提供を求めます。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

### ③取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

### ④株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株

主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

## ⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記 3 に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとなります。

## 3 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（下記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。）。

### (1) 割り当てる本新株予約権の内容

#### ① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

#### ② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた額とします。

④本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社取締役会は、下記(iv)の(y)の認定・判定については、共同協同行為等認定基準（別紙1）に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りします。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）

(iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

#### ⑥取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記⑤(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

(i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託して、当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記**2(3)**に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

#### 4 株主及び投資家の皆様への影響

- (1) 現行対応方針の継続・更新時に当該継続・更新が株主及び投資家の皆様へ与える影響

現行対応方針の継続・更新時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、現行対応方針の継続・更新が株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対しては当社株式を交付することを予定しております。

但し、上記**3**(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定しますが、本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記**2**(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意識確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模

買付行為等を実施しないこと等を書面により誓約した場合)には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります(その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。)。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

#### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

#### (b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様には割り当てられた本新株予約権は、上記**3**に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記**3**(1)⑥(b)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることとなります。

(c)その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

## 5 本対応方針の合理性を高める仕組み

### (1) 平時の買収防衛策／対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容、並びに、東京証券取引所有価証券上場規程「コーポレートガバナンス・コード」 「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の関連する規則の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

### (2) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映致します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を全て遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様のご意思を確認

する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、現行対応方針の継続・更新については既に当社前定期時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において、株主の皆様から、本議案のご承認をいただけない場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

### (3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記**2**(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記**2**(1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしております。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

### (4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記**6**記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

## 6 本対応方針の廃止の手續及び有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認いただいた場合、2027年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします（なお、株主の皆様から、本議案のご承認をいただけない場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。）。但し、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

**共同協調行為等認定基準**

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、具体的には、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、具体的には、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
  - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記1.に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
  - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
1. 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  2. 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
  3. 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
  4. 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  5. 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
  6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者とともにもその者が株

主となっていた他の上場会社) に対する株主権 (共益権) の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記6. 記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者 (並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主) による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ (例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行) が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれはどの程度か
8. 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係 (内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 対象会社に対する株主権 (共益権) の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か (なお、この10. を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か (なお、この11. を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
12. その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同・連携して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか (直接的なものであると間接的なものであると問わない。)
13. その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
  - (3) (1)及び(2)のほか、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
  - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略 歴	
洲桃 麻由子 (昭和52年5月3日生)	平成13年10月	第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
	平成21年2月	ニューヨーク州弁護士登録
	平成27年1月	すもも法律事務所開設 代表弁護士（現在に至る）
	平成28年7月	地主アセットマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員（現在に至る）
	令和3年6月	東京都下水道サービス株式会社社外監査役（現在に至る）
	令和4年6月	株式会社リセ社外監査役（現在に至る）
	令和5年3月	1級ファイナンシャル・プランニング技能士
	令和5年3月	当社社外取締役（現在に至る）
	令和5年11月	税理士登録（東京税理士会）
	令和6年1月	賃貸不動産経営管理士
	令和6年2月	行政書士登録（東京都行政書士会）
	令和6年2月	東京出入国在留管理局長承認 取次者
	令和6年6月	総務省政治資金適正化委員会登録 政治資金監査人
	令和7年1月	ジュエリーコーディネーター2級
	令和7年4月	一般社団法人不動産証券化協会認定マスター
	令和7年6月	海事補佐人
令和7年7月	宅地建物取引士	
令和8年2月	マンション管理士	

氏名 (生年月日)	略 歴	
中林 英樹 (昭和35年12月 7 日生)	昭和59年 4 月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
	平成25年 4 月	ジェイアンドエス保険サービス株式会社入社
	令和 3 年 6 月	当社常勤監査役（現在に至る） ソマ株式会社監査役（現在に至る） 株式会社仲庭時計店監査役（現在に至る） ナガホリリテール株式会社監査役（現在に至る）
	令和 5 年 6 月	エスジェイジュエリー株式会社監査役（現在に至る）
	令和 7 年 9 月	株式会社翔監査役（現在に至る）
岩上 和道 (昭和27年 7 月 8 日生)	昭和53年 4 月	株式会社電通入社
	平成20年 4 月	株式会社電通執行役員
	平成27年 4 月	株式会社電通顧問
	平成28年 3 月	公益財団法人日本サッカー協会事務総長
	平成28年 6 月	当社監査役（現在に至る）
	平成30年 3 月	公益財団法人日本サッカー協会副会長
	平成31年 4 月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ理事長
	令和 4 年 3 月	公益財団法人日本サッカー協会顧問（現在に至る）
令和 5 年 4 月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ顧問（現在に至る）	

以 上

**大規模買付者に提供を求める情報**

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同所有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号  
 東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス  
 電話 03 (3828) 5111



J	R	上野駅不忍口	徒歩13分
		御徒町駅	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅 (西日暮里寄出口)	徒歩3分
		銀座線・上野広小路駅	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅	徒歩10分
		日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅	徒歩13分

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

## ◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト <https://www.nagahori.co.jp>